

幼児教育・保育の無償化対象施設になるための確認申請時に満たすべき基準

特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準(第53条～第61条)

▼全施設・サービス共通の基準

以下の5項目すべてを満たす必要があります。(「予定」を含む)

項目	具体的な状態
①サービス提供の記録	提供日・時間帯・内容などを記した日誌等を整備している
②料金等の書面交付・同意	利用料(無償化対象経費)・特定費用(対象外経費)と、その使い道・理由を定めた書面(料金表など)を保護者に明示し、同意を得ている
③領収証・提供証明書の交付	②の料金の領収証、①のサービスの提供証明書を交付している ※伊万里市様式あり
④個人情報保護措置	子ども・保護者の個人情報の漏えい防止措置を取っている ※たとえば「個人情報取り扱い規程」等の整備、職員から「誓約書」を取得するなど
⑤職員・整備・会計の記録	職員名簿、賃金台帳、設備点検表、出納簿等を整備している